

## 談合問題分科会レジュメ（資料説明）

談合問題専門委員会

（担当幹事）大川 隆司

### 1. この1年の成果

- (1) なんと言っても、最高裁の3つの小法廷全部から、談合追及の住民監査請求に期間制限なしという新判断を引き出したということが大成果。

この結果、これまで取組みをパスしてきた事件についても、さかのぼって取組むことができるようになった。

→資料1 日経新聞記事（02.7.2夕刊）

資料2 「談合追及の住民監査請求に期間制限なし—最高裁で新判断確立」  
（「自由法曹団通信」02.8.1より転載）

資料3 住民監査請求と「1年ルール問題」

— 上・下水道談合事件を中心とする今日までの経過

（02.7.19 司法記者クラブ レクチャー資料）

資料4 住民監査請求を期間の制限から解放する一連の最高裁判決について  
（02.7.19 全国連絡会議コメント）

- (2) 談合の存在が認定された場合に、裁判所が民事訴訟法248条に基づいて損害賠償を認定する、という事例が集積した。

過去に遡って、認定率（契約金額に対する損害のパーセンテージ）をリストアップすると、以下の通り。

①奈良地裁	99.10.20判決（奈良県上水道事件）	5%
		<判タ 1041.182>
②鳥取地裁	00.3.28判決（鳥取県下水道事件）	10%
③富山地裁	00.11.15判決（富山県土木工事事件）	10%

④津地裁	00. 12. 7判決（久居市土木工事事件）	1 0 %
		<判例自治214. 37>
⑤大阪高裁	01. 3. 8判決（①の控訴審）	5 %
⑥津地裁	01. 3. 29判決（三重県下水道事件）	7 %
⑦津地裁	01. 3. 29判決（四日市市下水道事件）	7 %
⑧津地裁	01. 7. 5判決（四日市市鑄鉄管事件）	1 0 %
⑨名古屋地裁	01. 9. 7判決（愛知県上水道事件）	5 %
		<判タ 1073. 264>
⑩名古屋地裁	01. 9. 7判決（名古屋市下水道事件）	5 ~ 8 %
		<同上>
⑪松江地裁	01. 9. 19判決（島根県下水道事件）	5 %
⑫広島高裁松江支部	01. 10. 12判決（②の控訴審）	5 %
⑬津地裁	01. 11. 15判決（鈴鹿市配水管事件）	1 0 %
⑭名古屋高裁金沢支部	01. 11. 21判決（③の控訴審）	1 0 %
⑮和歌山地裁	02. 7. 2判決（和歌山市排水処理施設事件）	1 3 %

なお、⑮和歌山地裁判決は、談合対象期間の全入札について落札率分布を調べ、「両極に分解したグループ間の平均落札率格差」を把握した上で、損害を、契約金額の13%と認定している（被告は控訴せず、判決は確定）。

- (3) 「監査請求申立て期間の制限はない」、「損害立証が厳密にできなくても勝訴判決は獲得できる」ということが常識になると、監査委員自身が、首長に対し損害賠償請求をするように勧告をするようになる。その例が
- 資料5 東京都監査委員の監査結果（02. 8. 8）

## 2. 残された課題

「門前払い」を免れて、実体審理に入ることが許されても、談合の存在等の立証ができなければ勝てない。

談合業者が公正取引委員会の排除勧告や課徴金納付命令を応諾した場合には、その立証は比較的容易だが、談合を否認して審判手続で争っている場合には、審判廷に提出された審査官側の証拠などが、住民訴訟で活用される必要がある。

住民が独占禁止法69条の「利害関係人」として審判事件記録の閲覧・謄写をすることができる — という画期的な判断を東京地裁01.10.17判決（判時1782.24）は下した。

→資料6 読売新聞記事（01.10.18）

しかし、東京高裁02.6.5判決では逆転敗訴。

→資料7 日経新聞記事（02.6.5夕刊）

この判決に対し、怪しからぬことに公正取引委員会は上告を断念。参加人として公取を支えてきた大川、谷合、前田の各オンブズマンが上告受理申立をした。この闘いの帰趨が、ゴミ焼却炉談合（など、談合業者が勧告を応諾せず、審判に持ちこんでいる全部の談合事件）についての住民訴訟の勝敗を分けることになる。

東京高裁判決の問題点については、

→資料8 上告受理申立理由書（02.8.12）

以上